

お知らせ

学生納付特例制度の申請はお済みですか？

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象者は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等です。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月以降に日本年金機構より申請書が送付されますので、必要事項を記入の上、ご返送ください。

問 国保年金課（2階）

☎(20)1503 FAX(20)1600

はり・きゅう・マッサージ等の利用の助成を行っています

市では、末しょう神経疾患または運動器疾患の自覚症状

を持つ方には、はり・きゅう・マッサージ等の利用の助成を行っています。

◆助成要件

- ・ 次の要件を全て満たす方
- ・ 茂原市国民健康保険に加入している方のうち、末しょう神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ満40歳以上75歳未満の方

・ 申請時に納付期限が到来している国民健康保険税を完納している世帯の方

◆助成額

施術1回につき800円

◆助成方法

施術所の利用券を交付

※1日1枚、月4枚、年間24枚まで利用可能

◆申請方法

マイナンバーカード、資格確認書、国民健康保険証のうちいずれかを持参し、国保年金課または本納支所で申請してください。

※詳しくは、国保年金課ウェブ

ページをご覧ください。

問 国保年金課（2階）

☎(20)1503 FAX(20)1600

QRコード

柔道整復師が行う施術内容の調査にご協力ください

整骨院や接骨院での柔道整復師が行う施術で保険適用となるものは、外傷性が明らかでない骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷です。不適切な保険適用により医療費が増え続ければ、加入している皆さんの国民健康保険税の負担も大きくなっていきます。

市では、このようなことを防止し、医療費を適正に保つため、整骨院や接骨院で施術を受けた方に負傷部位、負傷した状況、受診日数、一部負担金の支払額等の施術内容の確認のため、文書による照会を行っています。今年度は、(株)オークスに委託して実施します。

日ごろから受診日の記録や領収書などを保管していただき、照会があった場合は必ずご自身で記入の上、回答にご協力をお願いします。

問 国保年金課（2階）

☎(20)1503 FAX(20)1600

国勢調査2025
調査員募集中!

市では、令和7年国勢調査調査員を募集しています。詳しくは、企画政策課ウェブページをご覧ください。

問 企画政策課（4階）

☎(20)1516 FAX(20)1603

忘れずに納付しましょう!

固定資産税・都市計画税（第1期）の納期限は4月30日です。最寄りの金融機関やコンビニ、スマホ決済で納付してください。

なお、地方税統一QRコード（e-LEQR）を利用した納付もできます。

詳しくは、「地方

税お支払サイト」

でご確認ください。

※固定資産税・都市計画税の納税通知書は4月9日

納税通知書は4月9日

発送しました。 ※納め忘れのない便利な口座振替もぜひご利用ください。

※納付が困難な特別な事情がある場合はご相談ください。

問 収税課（2階）

☎(20)1578 FAX(20)1609

茂原をコスモスいっぱいのもち!

市では花いっぱい運動の一環として、市の花コスモスの啓発を図っています。そこで、地域花壇や沿道、空き地等にコスモスを栽培し、啓発に協力いただける自治会およびボランティア団体の皆さんに、コスモスの種子を無料配付します。

◆申込方法

・自治会

各自治会長へ申込用紙を配付しますので、自治会内で協議の上、お申し込みください。

・ボランティア団体

環境保全課へご連絡ください。申込用紙をお送りします。

※申込用紙は環境

保全課ウェブ

ページからも入

手できます。

◆申込締切 5月9日

